

令和3年  
4月1日  
から

鎌倉市まちづくり条例の手續  
において、届出書等の

**押印を省略できる**

ようになりました。

このお知らせは、右記のQR  
コードから取得できます。



土地取引や開発事業を行う皆様へ

鎌倉市まちづくり条例（以下「条例」という。）における開発事業に係る届出書等の押印を、令和3年4月1日から省略できるようになりました。

押印が省略できる届出書等については、下記の一覧を参照ください。

なお、下記に記載のない書類については、土地利用政策課土地利用調整担当に確認ください。

※ 押印が省略できるのは、条例施行規則で定める届出書等です。

委任状や土地所有者の同意書等についての押印を省略できるとしたものではありません。

## 《押印が省略できる書類一覧》

### 【大規模開発事業の手續】

- ・大規模開発事業基本事項届出書
- ・標識設置届出書
- ・説明会開催日時等報告書
- ・大規模開発事業説明会開催結果報告書
- ・開発事業公聴会開催請求書
- ・開発事業公聴会公述申出書
- ・大規模・中規模開発事業意見書
- ・大規模・中規模開発事業見解書
- ・助言又は指導に対する方針書
- ・大規模開発事業基本事項変更届出書
- ・大規模・中規模開発事業廃止届出書
- ・開発事業地位承継申請書

### 【中規模開発事業の手續】

- ・中規模開発事業土地利用方針届出書
- ・標識設置届出書
- ・説明会開催日時等報告書
- ・中規模開発事業説明会開催結果報告書
- ・大規模・中規模開発事業意見書
- ・大規模・中規模開発事業見解書
- ・中規模開発事業変更届出書
- ・大規模・中規模開発事業廃止届出書
- ・開発事業地位承継申請書

### 【大規模土地取引行為の手續】

- ・大規模土地取引行為届出書

詳細は、下記の問合せ先から確認ください。

問合せ先

鎌倉市 まちづくり計画部 土地利用政策課 土地利用調整担当

TEL : 0467-23-3000 (内線 2826、2827) Email : tochiri@city.kamakura.kanagawa.jp

発行月 : 2021/4